

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 5 号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成 2 5 年函館市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 6 号中「栄養士」の  
後ろに「または管理栄養士」を加え、同条第 1 2 項各号列記以外の部分  
および同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の後ろに「もしく  
は管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の後ろに「または管理  
栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護  
老人ホームの職員の配置の基準に関する規定を整備するため